

## 西武プリンスクラブ会員規約

### 第1条 西武プリンスクラブ ポイントプログラムについて

1. 西武プリンスクラブ ポイントプログラム（以下「本プログラム」といいます。）とは、本規約第2条に定める会員（以下「会員」といいます。）が西武グループ各社をはじめとする加盟店（以下「加盟店」といいます。）を利用したときに、会員にポイント（以下「ポイント」といいます。）を進呈するサービスです。

2. 本プログラムの運営主体は、株式会社西武ホールディングス（以下「当社」といいます。）です。また、本プログラムの運營業務は、当社の西武プリンスクラブデスク（以下「当デスク」といいます。）が行います。

3. 会員が本プログラムによるサービスを受けるためには、以下の会員証（以下併せて「会員証」といいます。）のうち、いずれかを保有する必要があります。

(1)SEIBU PRINCE CLUB カード：ポイント専用でクレジット機能が無いカード（以下「本カード」といいます。）

なお、西武グループ各社における独自サービス用カードが発行される場合があります。

(2)SEIBU PRINCE CLUB アプリ会員証：当社が提供する西武プリンスクラブアプリ（以下「本アプリ」といいます。）

(3)SEIBU PRINCE CLUB Web 会員証： SEIBU PRINCE CLUB Web サイト（以下「当 Web サイト」といいます。）上に表示される会員証

※SEIBU PRINCE CLUB Web サイト <https://club.seibugroup.jp>

(4)SEIBU PRINCE CLUB カード セゾン：本カードにクレジット機能および特典を付与したカード（以下「SPC カード セゾン」といいます。）

(5)SEIBU PRINCE CLUB カード セゾンゴールド：SPC カード セゾンにさらに特典を付与したカード（以下「SPC カード セゾンゴールド」といいます。）

4. SPC カード セゾンおよび SPC カード セゾンゴールド（以下、併せて「提携カード」といいます。）は、西武グループが株式会社クレディセゾン（以下「クレディセゾン」といいます。）と提携し、クレディセゾンが発行するカードです。本規約第2条の条件を満たす個人の方（以下「申込者」といいます。）が提携カードによる本プログラムへの入会を希望する場合、申込者は、提携カード専用の入会申込書により申し込むものとします。クレディセゾンは、入会申込書に基づき所定の審査を経て、提携カードを発行します。

### 第2条 入会申込み

1. 会員とは、西武プリンスクラブ会員規約（以下「本規約」といいます。）を承諾のうえ、当社に本プログラムへの入会を申し込み、当社が入会を承諾した方をいいます。

2. 当社は会員1名につき1つのお客さま番号を発番するものといたします。

3. 会員は、次の条件を満たす方とします。

(1)生存している個人の方（法人は不可）

(2)国内に居住している方または国内の住所を登録することができる方

(3)年齢が満 13 歳以上の方。ただし、年齢が満 13 歳未満の方が入会を希望するときは、親権者（いない場合は法定代理人）が同意の旨を入会申込み時に届け出ることにより本号の条件を満たすものとします。

(4)暴力団員、暴力団関係企業・団体もしくはこれに類する反社会的勢力の構成員またはそれらと関係を有するものでない方

4. 申込者が本プログラムの入会を希望する場合、申込者ご本人は、本プログラムの入会申込みに関する項目をすべて真正に届け出るものとします。なお、当社は、入会申込みに際し、身分証明書等その他本人確認書類の提示を申込者に求め、そのコピーを取得することがあります。

5. 前項の入会申込みに必要な事項の届け出がない、もしくは届け出た事項に虚偽が判明した場合、第 3 項の入会資格を満たしていないと当社が判断した場合、または本プログラムの運営および管理上会員資格を付与することが不相当であると当社が判断した場合、当社は、申込者の入会をお断りし、または付与した会員資格を取り消すことができます。なお、次項の手続においてクレディセゾンが申込者の入会を承諾しなかった場合も同様とします。

6. 申込者が提携カードの入会を希望する場合には、申込者は、クレディセゾンの定める入会手続きを行うものとします。

7. 本プログラムにかかる入会金および年会費は、無料とします。

### **第 3 条 本カードの発行・貸与等**

1. 当社は、提携カードの発行を受けている場合を除き、本カードの発行を希望した会員にのみ、会員 1 名につき 1 枚に限り、本カードを発行・貸与いたします。ただし、同一のお客さま番号を有するカードは、この限りではありません。

2. 会員は、本カード裏面の署名欄に自署し、善良な管理者の注意をもって本カードを管理・使用するものとします。

3. 本カードは、自署した会員ご本人のみが利用することができ、第三者に譲渡・貸与することはできません。

4. 会員が本条第 2 項または第 3 項に反し、第三者に本カードを利用されたことにより生じた損害その他不利益については、会員ご本人の負担となります。

### **第 4 条 会員資格の有効期限**

1. 本プログラムの最終ご利用日（ポイントが進呈された日）から起算して 2 年経過した日が属する年の 12 月 31 日を会員資格の有効期限とします。ただし、提携カードの有効期限は、クレディセゾンの定めに従うものとします。

2. 有効期限経過後、会員は、会員資格を自動的に喪失します。

### **第 5 条 ポイントの進呈**

1. 当社は、会員が加盟店で商品を購入し、またはサービスの提供を受けたときは、当該会員に対し、ご利用金額 110 円（税込）につき 1 ポイントをご利用日の当日または翌日に進呈します。ただし、加盟店または対象商品・サービスによりポイント進呈率や進呈日等が異なることがあります。

2. 当社は、会員に対して、次の事項に従いポイントを進呈します。

(1)当社は、会員ご本人が加盟店において商品を購入し、またはサービス提供を受けた時点で会員証を加盟店に提示した場合、当該会員に対してポイントを進呈します。会員が会員証を提示しない場合は、ポイントの進呈を行いません。

(2)当社は、お客さま番号ごとにポイントの積立を行います。複数の会員証のポイントを合算することはできません。ただし、同一のお客さま番号を有する会員証は除きます。

(3)会員は、ポイントを、第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができません。ポイントを進呈する対象は、会員ご本人が商品を購入し、またはサービスの提供を受けたときに限ります。

3. 第1項の定めにかかわらず、当社は、次の場合にはポイントを進呈しません。ただし、加盟店が特別に認めた場合は、この限りではありません。

(1)商品券、ギフト券、地金、切手、印紙等の金券類またはプリペイドカードを購入する場合

(2)箱代、送料、加工修理代または旅行代金を支払う場合

(3)税金(一部を除きます。)を支払う場合

(4)通信販売により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合

(5)催事において商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合

(6)会員を対象とする割引優待会において商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合

(7)クレジットカードによる支払い以外の方法で売掛金を支払う場合

(8)代金引換により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合

(9)値下げ品もしくはセール品を購入し、または他の割引を利用する場合

(10)手付金その他仮受金を支払う場合

(11)商品お引換え券、クーポン券での支払いその他の当社および加盟店が指定する支払い方法により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合

(12)その他当社または加盟店が指定する商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合

## 第6条 ご購入商品等の返品時におけるポイントの処理

1. 会員がご購入商品等の返品・購入の取消しを行った場合、当社は、既に会員に進呈した当該商品等にかかるポイントを減算します。この場合、会員は、ご利用いただいた加盟店にレシートと会員証を提示するものとします。

2. 会員がポイント利用後に、ご購入商品等の返品・取消しを行い、前項に定めるポイントの減算によって累積ポイントがマイナスになる場合、当社は、会員に対し、交換商品の返還または相当額の現金の支払いを請求することができ、会員は、これに従うものとします。

## 第7条 ポイントの積立期間・有効期限

1. ポイントの積立期間は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年間(以下「年度」といいます。)とします。ポイントの積立は、年度ごとに締め切って1年単位で計算します。

2. 進呈されたポイントの有効期限は、進呈された年の翌年12月31日までとします。

3. 前項に定めた有効期限までに利用されなかったポイントは、失効し、次年度へ繰り越されません。

4. 前項の規定にかかわらず、本規約第6条第2項により累積ポイントがマイナスになった場合のポイントは、失効せず、次年度に繰り越されます。

## 第8条 ポイントの利用

1. 会員が会員証提示等により積立てたポイントは、第7条に定めるポイントの積立期間・有効期限の期間に当社が指定する各種商品およびサービス（以下「交換商品」といいます。）との引き換え、または、加盟店に限り1ポイントを1円相当としてご利用いただけます。

2. 前項にかかわらず、加盟店によっては1ポイントを1円相当としてご利用いただけない施設や商品・サービス、ご利用いただけるポイントの単位の制限、ご利用除外品があります。ポイントのご利用除外品は、タバコ、商品券、各種プリペイドカード、各種ギフト券、切手印紙、その他の加盟店が指定するものとします。なお、交換商品の詳細は、当Webサイト等で確認することができます。

3. 会員は、一度申し込んだ交換商品とポイントとの引換えまたはポイントの利用を取り消すことおよび交換商品の返品を行うことができません。ただし、ポイント利用を伴ってご購入いただいた商品等の返品・購入の取消しを行った場合は、当社指定の方法でご利用分のポイントを返還いたします。

4. 当社は、当社が別途定める方法より交換商品を会員に発行、交付または送付するものとします。交換商品を会員に郵送する場合、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、会員が申し込んだ交換商品の配送中に、交換商品に紛失、盗難、汚損、破損等が生じた場合、当社は、当該損害につき一切の責任を負いません。なお、引き換え後1ヶ月間経過した交換商品の到着に関するお問合せには応じかねます。

5. 1会計の支払い代金に複数会員のポイントを充当することはできません。ポイント利用は1会計あたり1会員1回までといたします。

6. ポイントは、現金との引き換えはできません。

## 第9条 会員証の提示

当社および加盟店は、本規約第5条第2項第1号に定めるときのほか、当社または加盟店にて会員証のご提示を求めることがあり、会員は、これに従うものとします。

## 第10条 住所等変更の届出事項

会員は、入会時に届け出た住所、氏名、電話番号等が変更になったときには、当社の定める方法により当社に遅滞なく届け出るものとします。なお、当社は、変更のお手続きの際に、会員に対し、ご本人確認をさせていただくことがあります。なお、提携カードについては、クレディセゾンが定める変更手続きに従うものとします。

## 第11条 カードの紛失・盗難等

1. 会員は、本カードを紛失・盗難等により失った場合、速やかにその旨を当デスクまで連絡するものとします。この場合、当社は、原則として本カードの再発行を行わず、および本カードに累積したポイントの再交付を行いません。

2. 本カードが汚損し、破損し、または磁気不良等により使用不能となった場合、当社は、会員の申請に基づき、当該カードと引換えに本カードを再発行します。この場合、累積ポイントは引き続き有効とします。ただし、会員は、当社が定める本カードの再発行手数料を負担するものとします。なお、本カードの再発行時まで会員の特典を受けることができません。

3. 提携カードについては、クレディセゾンに連絡するものとします。

## 第12条 退会

1. 会員は、当社所定の退会手続きを行うことにより、本プログラムからいつでも退会することができます。本カードの会員が退会する場合には、会員は、原則として当社に本カードを返却するものとし、提携カードの会員が退会する場合には、会員は、クレディセゾンの規程に従い退会手続きを行うものとします。なお、当社は、退会手続きの際に会員のご本人確認を行うことがあります。
2. 退会時に累積している会員のポイントは、会員が退会した時点ですべて失効するものとします。

## 第13条 会員資格の喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格および累積している会員のポイントを喪失するものとします。

- (1) 会員が退会した場合
- (2) 会員が本規約第2条第3項の会員資格に該当しなくなった場合
- (3) 本規約第4条に定める会員資格の有効期限が経過した場合
- (4) 会員が本カードを紛失、盗難等により失った場合
- (5) 提携カードによる会員であって、当該提携カードの会員資格を喪失し、同一のお客さま番号を有するカードが無い場合
- (6) 本規約に違反した方法等、不正な手段によりポイントを取得したと当社が判断した場合
- (7) 会員が、本規約第6条に定めるご購入商品等の返品等に基づくポイント減算に伴う処理を適切かつ速やかに履行しない場合。または会員がポイント利用後にご購入商品等の返品等を頻繁に行う等、不適切なポイント処理または不当なポイント利用を行っているとして当社が判断した場合
- (8) 「西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項」にご同意いただけない場合
- (9) 前号の場合を除き、本規約に付随する特約等にご同意いただけないことにより、本プログラムを提供できないと当社が判断した場合
- (10) 暴力団員、暴力団関係企業・団体もしくはこれに類する反社会的勢力の構成員またはそれらと関係を有すると当社が判断した場合
- (11) 法令、本規約（本規約に付随する特約等を含みます。）または公序良俗に違反する等、当社が会員として不適格であると判断した場合

## 第14条 本プログラムの終了等

1. 当社は、6ヶ月前までに会員に通知することにより、本プログラムによるサービスの提供を長期的に中断または終了することができます。
2. 当社は、運営上の都合または天災・その他の非常事態による障害の発生等により、予告なく本プログラムの提供を中断することができます。

## 第15条 規約の変更等

1. 当社は、本規約の変更、改定または廃止（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。な

お、本規約の変更等は、変更等の効力発生日の前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびに効力発生日を当 Web サイト上での掲載その他相当な方法によりお知らせし、効力発生日以降は、変更等後の本規約が最新のものとして本プログラムに適用されます。

※SEIBU PRINCE CLUB Web サイト <https://club.seibugroup.jp>

2. 当社は、加盟店を予告なく変更することができます。

## 第 16 条 損害賠償

1. 当社は、本規約第 14 条に定める本プログラムの中断または終了、本規約第 15 条に定める本規約の変更等その他本プログラムの提供に付随して生じる一切の損害（金銭的損害および損失ならびに精神的苦痛その他の不利益）について一切の責任を負わないものとします。

2. 当社は、会員が加盟店を利用した場合に、会員と加盟店または第三者との間に生じたトラブルについては、一切責任を負わないものとします。

3. 前 2 項は、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

## 第 17 条 合意管轄裁判所

本プログラムおよび本規約（本規約に付随する特約等を含みます。）の準拠法は日本法とし、これらに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

## 第 18 条 会員 Web サービス（マイページ）・西武プリンスクラブアプリ

1. 会員は、本規約、西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項および当 Web サイト記載のサイトポリシーへの同意ならびに会員ご本人による当 Web サイトまたは本アプリ所定の各登録手続きをしていただくことを条件に、会員 Web サービス（マイページ）または本アプリの各サービスを利用することができます。

2. 会員は、会員 Web サービス（マイページ）の利用にあたっては当社が別途定める「会員 Web サービス（マイページ）に関する特約」、本アプリの利用にあたっては当社が別途定める「西武プリンスクラブアプリ利用特約・アプリプライバシーポリシー」にそれぞれ従うものとします。

## 第 19 条 お問い合わせ窓口

本プログラム、本規約等に関する各種お問合せは、次の窓口でお受けいたします。

西武プリンスクラブデスク

〒359-8510 埼玉県所沢市くすのき台 1-11-1

04-2929-0011 9:00A.M.～5:00P.M. 土・休日、年始を除く

2022 年 9 月 30 日改定